

産業構造審議会 「経営力向上部会」の設置について

平成 28 年 6 月

1. 背景

- 先般、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律 58 号）」（中小企業等経営強化法）が成立した。改正前の法では、法に基づく「基本方針」の策定・見直しに際し中小企業政策審議会の意見を聞くこととしているが、改正後の法（以下「経営強化法」という）では、いわゆる中堅企業も含めた「中小企業等」の経営力向上に関し「基本方針」を策定することから、中政審に加え、産業構造審議会にも意見を聴くこととされている（経営強化法第 3 条第 3 項）。
- このため中政審（基本問題小委員会）に加え、産構審で基本方針や同法に基づく経営力向上の取組を検討することが必要。
- また、経営強化法の P D C A サイクルを着実にまわしつつ、民間投資や生産性向上の更なる促進策を軸とした政策対応を実施していく必要がある。

2. 検討事項

- 基本方針や経営力向上の取組の方向性について
- 経営強化法の実施状況や、同法を中心とした更なる民間投資、生産性向上の促進について（経営強化法の P D C A サイクル）